

公益財団法人 認知症対策振興財団

## 【認知症対策総合研究推進事業】

### 国際共同研究事業規程

#### 1 趣旨

この規程は、厚生労働科学研究(認知症対策総合研究)推進事業実施要綱に基づく国際共同研究事業の実施について必要な事項を定めるものである。

#### 2 目的

この事業は、外国人研究者及び日本人研究者が共同で厚生労働科学研究(認知症対策総合研究)に係る国際共同研究を取り組むことにより、当該研究の推進に資するものである。

#### 3 国際共同研究

この規程において国際共同研究とは、認知症対策総合研究事業公募研究課題に係るいずれかの研究分野(以下「認知症対策研究分野」という。)の研究を外国人研究者と日本人研究者が共同で取り組み実施することをいう。

#### 4 研究代表者

国際共同研究の研究代表者は、当該研究実施年度における認知症対策総合研究事業採択課題の研究代表者又は研究分担者であることとし、国際共同研究を実施する組織(以下「研究班」という。)を代表するとともに研究計画の遂行に関するすべての責任を負う。

#### 5 共同研究者

国際共同研究の共同研究者は、認知症対策研究分野において優れた研究実績を有する日本人の研究者とし、研究代表者ととも研究班を構成し、研究代表者と研究項目を分担して研究を実施する。

#### 6 外国人研究者

国際共同研究の外国人研究者は、認知症対策研究分野において優れた研究実績を有する外国人の研究者とし、研究班を構成する日本人研究者と共同で研究を実施する。

#### 7 研究費

国際共同研究の研究費は、各年度の国際共同研究事業《募集要領》に定める金額とし、次に掲げる経費とする。

諸謝金、旅費(外国旅費・国内旅費)、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、  
光熱水料、賃借料、会議費、賃金、雑役務費、委託費

#### 8 研究期間

原則として1年とし、研究代表者に係る認知症対策総合研究事業採択課題の研究期間内に限る。

## 9 申請(応募)手続

国際共同研究の実施を希望する認知症対策総合研究事業採択課題の研究代表者又は研究分担者は、各年度の国際共同研究事業《募集要領》に定める申請書を、同要領に定める募集期間内に財団宛提出する。

なお、同一の採択課題から複数の国際共同研究を申請することはできない。

## 10 採否決定

財団は、申請書を取りまとめ長寿科学総合研究推進専門委員会に諮り、委員会における審査、選考のうえ採否を決定する。

なお、決定にあたっては、あらかじめ厚生労働大臣に協議する。

## 11 事業実績報告書

研究代表者は、当該年度における国際共同研究の完了後すみやかに、厚生労働科学研究費補助金取扱規程の例による事業実績報告書(研究報告書を含む。)を財団に提出しなければならない。

また、研究代表者は財団の必要に応じて事業実績を研究成果発表会等で発表することとする。

## 12 研究成果の帰属

国際共同研究による研究成果の帰属については、財団が厚生労働大臣と協議のうえ決定する。

## 13 その他

本規程により難しい場合には、あらかじめ厚生労働大臣に協議し、その指示による。

### 附則

この規程は、平成21年4月1日から適用する。

この規程の一部改正は、平成22年4月1日から適用する。

この規程の一部改正は、平成23年4月1日から適用する。

この規程の一部改正は、平成28年4月1日から適用する。